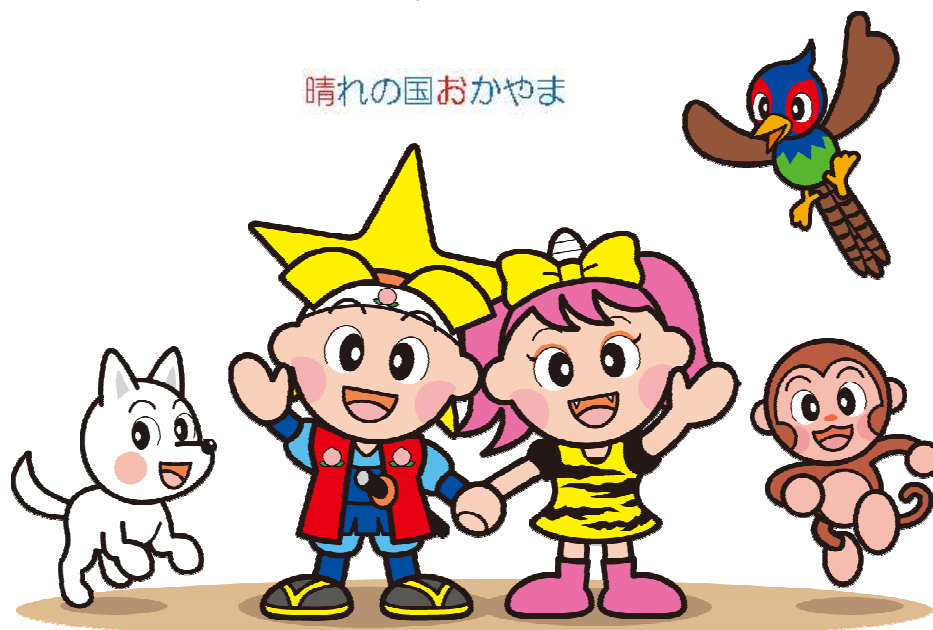


平成31年度

岡山県中小企業者向け融資制度のご案内

～ 地域の産業を支える中小企業・小規模事業者の皆様を金融面から支援します ～



岡山県マスコットキャラ「ももっち・うらっちと仲間たち」

◆平成31年度の融資制度に関するお知らせ

【前年度からの変更点】

☆「経営革新資金」の融資対象者に、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画に沿って先端設備等を導入する方を追加しました。

【その他】

☆「働き方改革応援資金」を利用して、働き方改革に計画的に取り組む中小企業者を対象に、当初1年間の利子及び保証料相当額を補助します。

☆県の融資制度を利用して、IT・IoT技術等を導入し、生産性向上に取り組む中小企業者に対しても、上記と同様に利子・保証料を補助します。

※補助金の申請手続きや資格要件等については、経営支援課（金融支援班）にお問い合わせください。

☆平成30年7月豪雨の影響を受けた方は「危機対策資金」をご利用いただけます。セーフティネット保証4号に対応した融資（地域指定あり）と、県下全域の直接被災者を対象とした融資があります。ともに保証料は無料です。

※それぞれについて融資条件・利用期限が設定されています。詳しくは当課ホームページをご覧ください。

☆ 最寄りの取扱金融機関又は岡山県信用保証協会にご相談ください ☆



岡山県 産業労働部経営支援課

ホームページは「岡山県経営支援課」で検索してください

岡山県中小企業者向け融資制度のご案内

県の中小企業者向け融資制度は、県内の中小企業者の皆様が必要とする資金の融通を円滑にすることを目的に、県で定めた制度要件等に基づき、原則として信用保証協会の信用保証を付けることを条件として、取扱金融機関が融資を行う制度です。

県では、中小企業者の皆様が利用しやすい制度となるよう、取扱金融機関や信用保証協会に財政的支援を行い、融資利率や保証料率を低く設定して制度を運用しています。

なお、融資の可否については、取扱金融機関及び信用保証協会が審査を行い決定します。

ご利用いただける方

- ・中小企業者であること。(業種・規模の要件は下記※を参照)
- ・県内に主たる事務所を有し、原則として1年以上(新規創業資金、経営革新資金の一部を除く。)継続して信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。
- ・県税を完納していること。
- ・手形交換所又は電子債権記録機関による取引停止処分(第1回の手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能発生後6か月以内を含む。)を受けていないこと。
- ・信用保証協会(他の信用保証協会を含む。)の求償権に対して弁済義務を有していないこと。
- ・現に信用保証協会の保証を受けている方は、その保証付き融資を適正に償還していること。また、資金使途や支払が保証条件のとおり適正に行われていること。
- ・暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。暴力団又は暴力団員等の統制下にないこと。暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。

※ 対象業種・企業の規模(中小企業者)

- ・右表の業種ごとに、それぞれ「資本の額若しくは出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当する個人、会社、企業組合、組合
- ・細かい業種によっては、条件が異なります。
- ・医療法人、NPO法人、農業、林業、漁業、サービス業の一部(風俗営業等)は対象となりません。
- ・組合とは、事業協同組合、事業協同小組合、協業組合など(協同組合連合会を含む。)をいいます。
- ・詳しくは、信用保証協会又は取扱金融機関へお問い合わせください。

業種	資本の額若しくは出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業等(建設業・運送業含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

資金の運用基準

- 1 融資申込金額の単位は、10万円です。
- 2 融資を申し込もうとする資金について融資残高がある場合は、融資限度額から融資残高を控除した額まで融資の申込みができます。
- 3 認定の有効期間は6か月以内です。
- 4 県外に設置される設備については、原則として融資の対象としません。
- 5 融資利率は、変動金利です。
- 6 償還方法は、原則として月賦償還です。ただし、小規模企業支援資金又は事業活性化短期資金において、融資期間1年以内の場合は一括償還が可能です。
- 7 小口零細企業保証制度を利用できる資金は小規模企業支援資金(小口零細)のみです。

お申込みの手続

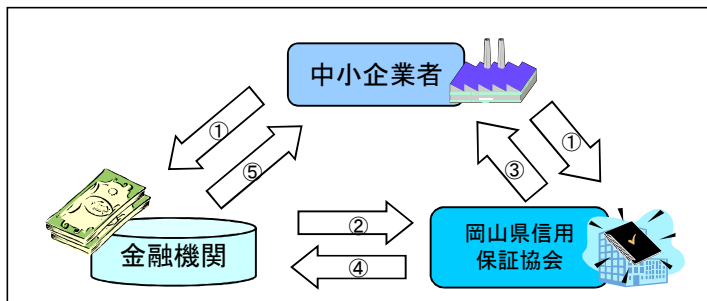
融資を希望する方は、取扱金融機関（県内に本店を有する金融機関は本・支店、それ以外は県内支店）又は信用保証協会に申し込んでください。なお、資金によっては県知事、市町村長、（公財）岡山県産業振興財団などの認定等が必要な場合があります。

融資は、ご自身で資金用途などを明示してお問い合わせください。

お問い合わせ・お申込みは、取扱金融機関又は岡山県信用保証協会（保証経営支援部 TEL 086-243-1122）

○信用保証協会の保証を付けることが条件となっている場合の手続の流れ

- ① 取扱金融機関に融資の申込み、又は信用保証協会に保証申込み
- ② 取扱金融機関から信用保証協会に保証の申込み
- ③ 信用保証協会による審査
- ④ 信用保証書の発行
- ⑤ 融資実行



県税を滞納していないことの確認について

保証（融資）申込時までには次の証明書等の提出が必要です。

- ・「県徴収金の滞納がないこと」記載の納税証明書（原本） → 備前・備中・美作県民局、各地域事務所発行
- ・県市町村民税の納税証明書（原本）又は領収印のある納付書写 → 市町村発行（個人事業者のみ）
- ・「消費税及び地方消費税について未納の税額はありませんと記載の納税証明書（原本）又は領収印のある納付書写 → 税務署発行

保証料率

通常の保証料率

単位(年):%

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅰ	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45

小規模企業支援資金（小口零細）の保証料率

単位(年):%

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅱ	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50

経営革新資金の保証料率

単位(年):%

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅲ	1.32	1.20	1.04	0.88	0.72	0.70	0.70	0.50	0.35

（注1）保証のご利用にあたっては、信用保証協会の審査があります。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

（注2）次に該当するときは、県の設定した料率からさらに割引が実施される場合があります。割引率については信用保証協会にご確認ください。

- ・資金用途が設備資金のみの場合
- ・小規模企業支援資金を利用される場合
- ・新規創業資金を利用される場合
- ・有担保の場合
- ・会計参与を設置されている場合

（注3）経営安定関連保証などの特例保証を利用される場合は、経営状況に関わらず一律の料率が適用されます。

融資制度の概要

(平成31年4月1日現在)

資金の種類	融資の対象者	融 資 条 件						備考		
		資金用途	融資限度額 (申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率 (変動金利)	保証料率	担保及び保証人 信用保証			
創 業 期	新規創業資金 ①	次のいずれかに該当する者 1 1か月以内に新たに事業を開始する個人 2 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する個人 3 事業を継続しつつ新会社を設立する中小企業者 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人 5 設立の日から5年を経過していない会社 6 中小企業者が事業を継続しつつ設立した新会社であって、その設立から5年を経過していない会社	左記に掲げる者が行う事業に必要な運転資金・設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1個人・企業者 2,000万円	10年以内 (2年以内)	年1.35%以内	年0.70%	無担保、無保証人とする ※融資の対象者が3、5又は6である場合の保証人については、保証協会の定めるところによる	保証付き	
	小規模企業支援資金(一般) ②	小規模企業者 (常時使用する従業者の数が20人以下(娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人以下))	事業経営に必要な運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く)	1企業者 2,000万円 組合 5,000万円 ※融資限度額は小口零細との合計	10年以内 (2年以内)	年1.80%以内	保証料率 I	原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる	保証付き	
小規模企業支援資金(小口零細) ③	組合 (構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成されているもの) ※小規模企業支援資金(小口零細)については、小口零細企業保証の対象となる小規模企業者又は組合に限る	1企業者(組合) 2,000万円 ※融資限度額は一般との合計		年1.65%以内						
拡 大 期 (持 続 し 成 長)	事業活性化短期資金 ④	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 1年以内に代金の回収が見込まれる売買契約、請負契約等を締結している者(今後締結することが確実であると認められる者を含む) 2 事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を有する者(棚卸資産を担保とする場合は、法人に限る)	事業経営に必要な運転資金	1企業者(組合) 5,000万円	1年以内	年1.80%以内	保証料率 I ※流動資産担保保証適用の場合は年0.68%	金融機関又は保証協会の定めるところによる ※融資の対象者が2の場合は、売掛債権又は棚卸資産を譲渡担保とする	保証付き	
	経営革新資金 ⑤	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 国又は県の承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う者 2 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、県が別に定める程度に収益性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財団の推薦を受けた者 (1) 新分野進出、新商品・新サービスの開発又は提供、販路開拓、取引拡大等を行う者 (2) 自動車関連、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又は新素材の分野の事業を行う者 (3) 繊維、耐火物、ステンレス加工又はバイオマス・CLT関連の分野の事業を行う者 (4) インバウンド等の観光関連の分野の事業を行う者 3 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を市町村から受けた者	1 融資対象者1・2 事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く) 2 融資対象者3 先端設備等導入計画における先端設備等の導入に必要な資金(土地取得資金を除く)	1企業者(組合) 総額1億円 (このうち運転資金は5,000万円を限度とする)	10年以内 (2年以内)	年1.00%以内	保証料率 III ※経営革新関連保証・先端設備等導入関連保証適用の場合は年0.70%	無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	融資の対象者が2の場合は、(公財)岡山県産業振興財団の推薦が必要
	新エネ・環境対策資金 ⑥	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新エネルギーの導入を行う者 2 環境保全を行う者	1(1) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置に必要な資金(土地の取得資金を除く) 1(2) 事業用のクリーンエネルギー自動車又は充電設備等の購入に必要な資金 2(1) 汚水防止施設等の公害防止施設の整備に必要な資金 2(2) 公害防止が困難な場合等の移転に必要な資金 2(3) 省エネルギー施設の設置に必要な資金 2(4) 再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備の設置又は改善に必要な資金 2(5) フロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC))使用施設の代替施設の設置又は回収装置等の導入に必要な資金	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年1.80%以内	保証料率 I	金融機関又は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	資金用途が2(1)又は(2)の場合は、県知事(県経営支援課)の認定が必要

融資制度の概要

(平成31年4月1日現在)

資金の種類	融資の対象者	融 資 条 件							備 考	
		資金用途	融資限度額 (申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率 (変動金利)	保証料率	担保及び保証人	信用保証		
拡大期 (持続・成長)	事業承継対策資金 ⑦	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた者(当該認定を受けた中小企業者の代表者を含む。) 2 事業承継計画に従い、事業承継を行う者	事業承継に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	年1.65%以内	保証料率 I	金融機関又は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	資金用途が1の場合は、県知事(県経営支援課)の認定が必要
	働き方改革応援資金 ⑧	働き方改革を推進するための取組を行う次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 労働時間の短縮、休暇の取得促進、子育て応援、健康経営等に取り組む者 2 職場環境の充実を目的とした施設又は設備の設置又は改修を行う者 3 人手不足の解消を目的とした省力化設備の導入により、知事が別に定める程度に生産性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財団の推薦を受けた者	事業の実施に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む)	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年1.00%以内	保証料率 I	金融機関又は保証協会の定めるところによる	必要に応じ保証付き	融資の対象者が3の場合は、(公財)岡山県産業振興財団の推薦が必要
危機時	危機対策資金 ⑨	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者(同項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当することについて同項に規定する市町村長の認定を受けた者に限る。) 2 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者 4 事業継続計画(BCP)を策定し、又は実施する者 5 防災対策を実施する者	1 融資対象者1~3 経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く) 2 融資対象者4 事業継続計画の策定又は実施に必要な資金 3 融資対象者5 防災対策の実施に必要な資金	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	融資対象1・2 年1.15%以内 融資対象3~5 年1.65%以内	保証料率 I ※融資の対象者が1又は2である場合は、年0.80% ※平成30年7月豪雨災害対応融資は無料	金融機関又は保証協会の定めるところによる	保証付き	融資の対象者1及び2の場合は、市町村長の認定が必要(有効期間:認定書発効日から起算して30日) 融資の対象者が1~3の場合は、融資条件を別に定める場合がある
再生期	事業再生資金 ⑩	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 岡山県中小企業再生支援協議会事業に基づく再生計画に従って事業再生を行うもの 2 岡山県経営改善支援センター事業に基づき支援することが決定された経営改善計画に従って事業再生を行うもの 3 岡山商工会議所、倉敷商工会議所、津山商工会議所及び岡山県商工会連合会が設置した経営安定特別相談室又は岡山県中小企業支援センターが実施する中小企業経営改善等支援事業に基づく経営改善計画に従って事業再生を行うもの	1 事業の再生に必要な運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く) 2 信用保証協会の保証付き借入金の返済資金(一部の保証を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	15年以内 (2年以内)	年1.65%以内	保証料率 I ※事業再生計画実施関連保証適用の場合は、保証協会所定の保証料率	原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる ※事業再生計画実施関連保証適用の場合の担保及び保証人は、保証協会の定めるところによる	保証付き	
	経済変動対策資金 ⑪	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 1 中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比5%以上減少している者 4 最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比5%以上減少している者	1 経営の維持・安定のために必要な運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く) 2 信用保証協会の保証付き借入金の返済資金(一部の保証を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	年1.65%以内	保証料率 I ※融資の対象者が1である場合は、年0.80%	金融機関又は保証協会の定めるところによる	保証付き	融資の対象者1の特定中小企業者の場合は、市町村長の認定が必要(有効期間:認定書発効日から起算して30日)
	経営安定資金 ⑫	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 直前期の決算において経常損失を計上しており、経営の安定に支障を来している者 2 認定支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む者	1 経営の安定のために必要な運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く) 2 信用保証協会の保証付き借入金の返済資金(一部の保証を除く)	1企業者(組合) 8,000万円	10年以内 (2年以内)	年1.65%以内	保証料率 I	金融機関又は保証協会の定めるところによる	保証付き	

お問い合わせ先

【融資関係業務の問い合わせ先】

名称		住所・電話番号	担当業務等
岡山県	産業労働部 経営支援課 金融支援班	岡山市北区内山下二丁目4-6 TEL 086-226-7361	県融資制度全般
	商業・団体支援班	TEL 086-226-7353	⑦事業承継対策資金に係る認定
	経営・人材支援班	TEL 086-226-7354	⑤経営革新資金に係る「経営革新計画」の策定支援
岡山商工会議所 経営安定特別相談室		岡山市北区厚生町三丁目1-15 TEL 086-232-2266	⑩事業再生資金に係る「経営改善計画」の策定支援
倉敷商工会議所 経営安定特別相談室		倉敷市白楽町249-5 TEL 086-424-2111	
津山商工会議所 経営安定特別相談室		津山市山下30-9 TEL 0868-22-3141	
岡山県商工会連合会 経営安定特別相談室		岡山市北区弓之町4-19-401 TEL 086-224-4341	
岡山県 産業 振興 財団	県中小企業支援センター	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山1階 TEL 086-286-9626	⑩事業再生資金に係る「経営改善計画」の策定支援
	県中小企業再生支援協議会	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4階 TEL 086-286-9682	⑩事業再生資金に係る「再生計画」の策定支援
	県経営改善支援センター	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4階 TEL 086-286-9704	⑩事業再生資金に係る「経営改善計画」の支援決定
	経営支援部 設備資金課	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山1階 TEL 086-286-9697	⑤経営革新資金及び⑧働き方改革応援資金に係る推薦

⑤経営革新資金の融資対象者3、⑨危機対策資金の融資対象者1・2、⑩経済変動対策資金の融資対象者1の認定：各市町村商工担当課

【岡山県信用保証協会】ホームページ <http://okayama-cgc.or.jp/>

名称・支所名	住所・電話番号	担当地域
本所	岡山市北区野田二丁目12-23 TEL 086-243-1122 FAX 086-244-3896	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気郡、加賀郡
倉敷支所	倉敷市大島54-2 TEL 086-425-3103 FAX 086-426-6763	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、都窪郡、浅口郡、小田郡
津山支所	津山市大手町3-4 TEL 0868-22-7276 FAX 0868-24-4471	津山市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡

【取扱金融機関】(県内に本店を有する金融機関は本・支店、それ以外は県内支店)

中国銀行	鳥取銀行	山陰合同銀行	広島銀行
阿波銀行	百十四銀行	伊予銀行	四国銀行
西日本シティ銀行	トマト銀行	もみじ銀行	香川銀行
愛媛銀行	おかやま信用金庫	玉島信用金庫	津山信用金庫
水島信用金庫	備北信用金庫	日生信用金庫	吉備信用金庫
備前信用金庫	倉吉信用金庫	笠岡信用組合	商工組合中央金庫

〈参考〉政府系金融機関

【日本政策金融公庫】ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

名称・支店名	住所・電話番号	取扱制度の概要
日本政策金融公庫	岡山支店 岡山市北区柳町一丁目1-27 太陽生命岡山柳町ビル TEL 086-225-0011 <国民生活事業> TEL 086-222-7666 <中小企業事業>	<国民生活事業> ○新企業育成貸付 新規開業資金等 ○セーフティネット貸付 経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金
	倉敷支店 倉敷市幸町1-40 倉敷ナカヨシビルⅡ TEL 086-425-8401 <国民生活事業>	○環境・エネルギー対策貸付 <中小企業事業>
	津山支店 津山市山下18-1 TEL 0868-22-6135 <国民生活事業>	○新企業育成貸付 新事業育成資金等 ○セーフティネット貸付
	福山支店 福山市光南町二丁目2-7 TEL 084-922-6550 <国民生活事業>	経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金 ○環境・エネルギー対策貸付

※詳細については、各支店へご照会ください。